

降ひょう被害に遭われた販売農家の皆さまへ

## 「宮代町特別災害農作物生産者支援金」

のご案内

6月3日に発生した降ひょうにより、宮代町を代表する農作物である「ぶどう」や「梨」などの果樹作物をはじめ、「とうもろこし」や「えだまめ」などの露地野菜が甚大な被害を受けました。

宮代町では、降ひょう被害に見舞われた生産者(販売農家)の皆さまに対し、営農継続と経営の維持への一助となるよう、クラウドファンディングによる寄附金等を活用し、「**宮代町特別災害農作物生産者支援金**」を交付します。

### 【対象者】

支援金の対象となる方は、**次のいずれにも該当する生産者**の方です。

- ① **町内在住の販売農家**、町内に事業所を置く農業法人又は町内に主たる耕作農地を有する販売農家若しくは農業法人
- ② **野菜**又は**果樹**若しくは**花き**（以下「農作物」といいます。）を作付けし出荷販売しており、令和4年6月3日の降ひょうによって農作物に被害を受けた生産者
- ③ 今後も出荷販売のために農作物を作付けし、営農を継続する意志のある生産者

### 【支援金の額】

**50,000円**（1経営体あたり）

### 【申請に必要な書類】

#### ●販売農家であることが確認できる書類

（農産物直売所・スーパーなど出荷販売先が発行する販売明細書の写しなどをご用意ください。）

※新しい村「森の市場結」へ農作物を出荷している方は不要です。

### 【申請手続】

対象となる生産者(販売農家)の皆さまには、「交付申請書及び請求書」を順次郵送により送付する予定です。

\*今後の予定\*

- 10月上旬 対象者の方へ申請書と請求書を発送予定
- 10月下旬 交付申請書・請求書の提出（郵送受付）
- 11月上旬 交付決定の通知
- 11月下旬 支援金の交付（口座振込）予定



支援金に関するご相談は、  
産業観光課農業振興担当 電話 0480-34-1111（内線262）まで  
お問い合わせください。